令和4年議案第1号

令和3年度江南市一般会計補正予算(第11号)

令和3年度江南市の一般会計の補正予算(第11号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,232,488千円を追加し、歳入歳出 予算の総額を歳入歳出それぞれ 35,289,883千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入 歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

令和4年1月19日提出

江南市長 澤田 和延

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

		款					項			補正前の額	補 正 額	計
15 国	庫	支	出	金						千円 5, 779, 070	千円 1,093,237	千円 6,872,307
					2国	庫	補	助	金	1, 792, 060	1, 093, 237	2, 885, 297
19 繰		入		金						1, 341, 509	139, 251	1, 480, 760
					1 基	金	繰	入	金	1, 340, 257	139, 251	1, 479, 508
		肩	支	入	合	計				34, 057, 395	1, 232, 488	35, 289, 883

歳出

	款		項		補正前の額	補 正 額	計			
								千円	千円	千円
3 民	生	費						15, 069, 994	1, 232, 488	16, 302, 482
			2 児	童	福	祉	費	7, 067, 704	139, 251	7, 206, 955
			3 生	活	保	護	費	1, 073, 141	1, 093, 237	2, 166, 378
	歳	出	合	計				34, 057, 395	1, 232, 488	35, 289, 883

第2表 繰越明許費

[単位:千円]

款	項	事 業 名	金額
2 尺件弗	2 児童福祉費	子育て世帯への臨時特別給付金支給事業(単市分)	139, 251
3 民生費	3 生活保護費	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業	1, 093, 237

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳 入)

		款			補正前の予算額	補正予算額	計
15 国	庫	支	出	金	千円 5, 779, 070	千円 1, 093, 237	千円 6, 872, 307
19 繰		入		金	1, 341, 509	139, 251	1, 480, 760
歳	入	合	計		34, 057, 395	1, 232, 488	35, 289, 883

(歳 出)

	款		補正前の予算額	補正予算額	計		
3 民	生	費	千円 15, 069, 994	千円 1, 232, 488	千円 16, 302, 482		
歳	出合	計	34, 057, 395	1, 232, 488	35, 289, 883		

	補 正	予	算 額	の	財	源	内 訴	?			
特	定		財		源						
国県支出金	地	方	債	4	ć	の	他	_	般	財	源
千円 1,093,237			千円				千円			⊺ 139,	F円 251
1, 093, 237										139,	251

2 歳 入

15款 国庫支出金 19款 繰入金

		科目	補	正前	の	補	正	計
款	項	目	予	算	額	予	算 額	āl
15	国庫	支出金		5,	, 779, 070		1, 093, 237	6, 872, 307
	2	国庫補助金		1,	, 792, 060		1, 093, 237	2, 885, 297
		2 民生費国庫補助金		1,	, 000, 287		1, 093, 237	2, 093, 524
19	繰入	· 金		1,	, 341, 509		139, 251	1, 480, 760
	1	基金繰入金		1,	, 340, 257		139, 251	1, 479, 508
		1 基金繰入金		1,	, 340, 257		139, 251	1, 479, 508
		計		34,	, 057, 395		1, 232, 488	35, 289, 883

[単位:千円]

	節	Ī	- 説 明
区	分	金額	DC 91
3生;	活 保 護 費助 金	1, 093, 23	7 「福祉課」 子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金 1,093,237,000円×10/10
1基	金 入 金	139, 25	1 [財政課] 江南市財政調整基金繰入金

3 歳 出

3款 民生費 2項 児童福祉費

				補〔	正予算額	この 財源	内訳	節	ī
目	補正前の	補正	計		特定財源				
	予算額	予算額		国 県 支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額
1 こ ど も 政 策 費	3, 975, 948	139, 251	4, 115, 199				139, 251	10需 用 費	97
以束負								11役 務 費	167
								12委 託 料	1, 287
								18負担金、 補助及び 交付金	137, 700
計	7, 067, 704	139, 251	7, 206, 955				139, 251		

3 款 民生費 3 項 生活保護費

				補〔	正予算額	の財源	内訳	節	i
	補正前の	補正	計		特定財源				
	予 算 額	予算額		国県	地方債	その他	一般財源	区分	金額
				支出金					
1 生 活 保 護 費	1, 073, 141	1, 093, 237	2, 166, 378	1, 093, 237				3職 員 手 当 等	3, 946
								7報 償 費	222
								8旅 費	13
								10需 用 費	1, 706
								11役 務 費	24, 707
								12委 託 料	11, 242
								13使 用 料 及 び 賃 借 料	1, 401

3-2-1 こども政策費 [単位:千円]

説		明
事業		備考
[子育て世帯等臨時特別支援事業] ・子育て世帯への臨時特別給付金支給事業	139, 251	
単市分)10 需用費消耗品費一般事業用印刷製本費一般事業用11 役務費郵便料12 委託料システム改修委託料18 負担金、補助及び交付金子育て世帯への臨時特別給付金	97 23 74 167 1, 287 137, 700	★★★★★ 政策的事業 ★★★★★ 目的 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた 子育て世帯の支援 内容 子育て世帯への臨時特別給付金の支給 繰越明許費 139,251千円

3-3-1 生活保護費 [単位:千円]

	説	明
<u>事</u>	業	
₽	未	
├── 〔住民税非課税世帯等に対する臨時	- 株土 Bil 終入 1 002 227	
【住民代非味代世帝寺に対する臨時 付金支給事業】	「行力リ第四 I, USO, ZO/	
3 職員手当等	3, 946	。 ★★★★★ 政策的事業 ★★★★★
時間外勤務手当		
7 報償費	222	
│	10	国 1,093,237千円 1,093,237,000円×10/10
8 旅費 普通旅費	13	 目的 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた住民税
	1, 706	
消耗品費	1, 103	
一般事業用		
燃料費	8	
トリン 日刷製本費	595	1,093,237千円
日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	590	
	24, 707	
郵便料	3, 561	

歳出

3款 民生費 3項 生活保護費

	補正前の 予算額	補正	計	補正予算額の財源内訳				節	
目				特定財源					
		予 算 額		国県	地方債	その他	一般財源	区分	金額
				支出金					
								18負担金、 補助及び 交付金	1, 050, 000
計	1, 073, 141	1, 093, 237	2, 166, 378	1, 093, 237					

3-3-1 生活保護費 [単位:千円]

事業 (備 考 電話料 240 電話架設料 214 人材派遣手数料 19,317 口座振込手数料 1,287 チラシ折込手数料 88 12 委託料 11,242 システム構築委託料 11,242 システム構築委託料 1,401 コピー機借上料 552 パソコン等借上料 552 パソコン等借上料 849 18 負担金、補助及び交付金 1,050,000 住民税非課税世帯等に対する臨時 特別給付金	説	明
電話架設料 214 人材派遣手数料 19,317 口座振込手数料 1,287 チラシ折込手数料 88 12 委託料 11,242 システム構築委託料 11,401 コピー機借上料 552 パソコン等借上料 849 18 負担金、補助及び交付金 1,050,000 住民税非課税世帯等に対する臨時	事業	備考
	電話架設料 214 人材派遣手数料 19,317 口座振込手数料 1,287 チラシ折込手数料 88 12 委託料 11,242 システム構築委託料 13 使用料及び賃借料 1,401 コピー機借上料 552 パソコン等借上料 849 18 負担金、補助及び交付金 1,050,000	

子育て世帯への臨時特別給付金支給事業(単市分)

1 事業目的

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、子育て世帯を支援するため、臨時特別給付金 (単市分)を支給する。

2 事業内容

- 支給対象
- (1) 国の「子育て世帯への臨時特別給付金」において、所得制限により支給対象外となった方 (対象児童)
 - ① 令和3年9月分の児童手当(特例給付)の対象となる児童(0歳から中学生)[原則申請不要]
 - ② 平成15年4月2日から平成18年4月1日生まれの児童(高校生相当)(保護者の所得が児童手当(特例給付)の対象となる場合)[原則要申請]
 - ③ 令和4年3月31日までに生まれた児童のうち児童手当(特例給付)の対象となる児童(①に 該当する児童を除く。)[原則要申請]
- (2) 国の「子育て世帯への臨時特別給付金」において、基準日から受給日までに離婚(離婚協議中も含む)しているため、給付金を受け取れない現在の養育者[原則要申請]
- 支給額
 - ・ 児童1人当たり10万円
- 支給時期
 - 2月(公務員を除く(1)①の対象者)
 - ・ 2月から申請受付開始後、順次支給(上記以外)

3 事業費

139,251 千円 給付金 137,700 千円(100,000円×<u>1,377人</u>)

内訳 (1) 1,333人 (2) 44人

事務費 1,551 千円

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業

1 事業目的

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した市民に対し、速やかに生活・暮らしの支援を行う観点から、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を支給する。

2 事業内容

(1) 対象者

次のいずれかに該当する世帯

- ① 令和3年12月10日において、住民基本台帳に記録されている世帯全員の令和3年度の住民税 均等割が非課税である世帯
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、住民税均等割が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯【※家計急変世帯】
- ※ 同一の世帯に属する者のうち、令和3年度の住民税均等割が課されているもの全員のそれぞれの1年間の収入見込額(令和3年1月以降の任意の1か月の収入に12を乗じて得た額)、又は1年間の所得見込額(収入見込額から1年間の経費等の見込額を控除して得た額)が、住民税均等割が非課税となる水準に相当する額以下である世帯

【上記②家計急変世帯の判定方法のイメージ】

単位:円

家族構成	非課税相当限度額			
<i>李顺</i>	収入額ベース	所得額ベース		
単身又は扶養親族がいない 場合	930,000	380,000		
配偶者・扶養親族(計1名)を 扶養している場合	1,378,000	828,000		
配偶者・扶養親族(計2名)を 扶養している場合	1,683,999	1,108,000		
配偶者・扶養親族(計3名)を 扶養している場合	2,099,999	1,388,000		

令和3年1月以降 の任意の1か月 の収入



年収換算 (×12月)

※所得は令和3年分の源泉徴収票又は の源泉徴収票又は 年収換算から給与所 得控除額、経費等を 減額して算出

(2) 支給額

1世帯当たり10万円

- (3) 支給方法
 - ①住民税非課税世帯への支給 プッシュ型(申請不要・確認書の送付)の支給
 - ②家計急変世帯への支給

申請書(兼請求書)受理後、審査の上、支給決定し、指定口座へ振込 ※申請期限:令和4年9月30日

(4) 支給決定期間

令和4年2月から12月31日

3 事業費

1,093,237 千円

給付金 1,050,000 千円 事務費 43,237 千円

〈特定財源〉

国庫支出金 1,093,237 千円 子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金